



COLUMN

日常生活における身近なトラブルについて



所属弁護士
崎根 大希

4. クーリングオフのやり方

クーリングオフを行う場合、書面やメールで、契約日や商品名等の契約を特定できる情報やクーリングオフの通知を送った日等を記載し相手方に送ります。

クーリングオフを書面で行う場合には、送る前に書面をコピーして手元に残し、送る際には、特定記録郵便等で送付した記録が残るようにしましょう。

また、メールの場合には、スクリーンショットで内容を保存しておくようにしましょう。

5. 最後に

ご自身が契約した取引はクーリングオフができる取引なのか、クーリングオフしたいのに相手方がクーリングオフは認めないと主張してくる等、疑問や不安に思ったことがあれば弊事務所にご相談ください。

| | |
|--|------|
| 1.訪問販売 | 8日間 |
| 2.電話勧誘販売 | |
| 3.特定継続的役務提供 Ex.美容医療、学習塾、結婚相手紹介サービス、etc... | |
| 4.訪問購入 | 20日間 |
| 5.連鎖販売取引 | |
| 6.業務提供誘引販売取引 Ex. 販売される着物を着用して展示会で接客を行う仕事、etc... | |

1. はじめに

皆さんは、「クーリングオフ」という言葉を聞かれたことがあるでしょうか。

今回はクーリングオフについて、実際にどのような場面でのように使うことができるのかを簡単にではありますが、ご説明させていただきます。

2. クーリングオフとは

まず、**クーリングオフとは、特定商取引に関する法律(以下、「特商法」)に規定される特定の取引をした場合に、一定の期間内であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度のこと**です。

クーリングオフ制度は、契約に際して事業者側が消費者との情報格差に付け込んで一方的な勧誘を行い消費者が熟慮することができないままに契約をしてしまった場合等において、消費者が熟慮する期間を確保しようということで導入されました。

もっとも、後述の通り、すべての取引にクーリングオフが適用されるわけではありません。

3. クーリングオフができる取引と期間

クーリングオフができる取引は特商法に規定があり、以下の取引は、一定の期間内であれば、クーリングオフが使えます。

一定の期間とは・・・

業者から特商法に規定される事項を記載した契約書等を受領した日から期間制限がスタートします。(右図参照)

書面の記載に不備があったり、そもそも書面を受け取っていない場合は、期間制限はスタートしないこととなります。



広島駅前法律事務所

〒732-0052
広島県広島市東区光町1丁目12番16号 広島ビル6階
TEL:082-258-5101/FAX:082-258-5102
https://www.hiroshima-ekimae-law.jp



広島駅前法律事務所レター

vol.12

2025 Spring

編集・発行 広島駅前法律事務所 Law office in front of Hiroshima station

発行：令和7年3月

代表弁護士
下西 祥平



ご挨拶

広島駅前法律事務所レターの第12号を発刊させていただきました。本レターも4年目に入りました。

その間職員数も4名から7名に増え、記事のコンテンツも充実してきております。続けられているのは、ひとえに本レターを企画執筆してくれる職員のおかげだと感謝の気持ちでいっぱいです。

さて、去年は元日に能登半島地震があり、不安と混乱の年明けとなりましたが今年是比较的穏やかに新年の始まりを迎えました。

しかしながら、震災と水害によりいまだ能登の地域での暮らしの安心は十分に回復したとはいえません。故郷に戻れない人も数多くおられると聞き及んでおり、改めて日々の暮らしが当たり前ではないことを痛感する次第です。

私たち弁護士は、暮らしの中にある理不尽を解消し平和と安心を実現することが使命だと思います。

皆様の暮らしの不安を解消できるインフラとして引き続きこれからも弊事務所は邁進していきたいと思っております。

INDEX

COLUMN

インターネット上での誹謗中傷について・・・ 有本弁護士（所属弁護士）

日常生活における身近なトラブルについて・・・ 崎根弁護士（所属弁護士）

事務局Column・・・事務局 伊藤、清水

事務局 Column

TWILIGHT EXPRESS 瑞風(みづかぜ)をご存知でしょうか。私もあまり詳しくないのですが、JR西日本が運行する寝台列車で、車両の色は「瑞風グリーン」というそうです。京都駅から下関駅まで行く山陽コースと山陰コースがあるみたいです。HPで眺めているだけでも美しいです。先日瑞風が西広島駅に停車することを知り見に行きました。写真は上手に撮れませんでした。本物は美しすぎて心が躍りました。



(伊藤)



先日、下瀬美術館にマイセン磁器を見に行きました。特に美術品に興味があったわけではなく期間限定で行われるイルミネーションを目当てに行きました。当日はかなり激しい雨が降っており全身びしょ濡れになりながらイルミネーションを楽しみました。皆さんも機会があれば見に行ってみてください。ちなみに左の写真は「飾り皿(子供たちの情景)」という作品で美術館の展示物の中でも特に気に入った作品だったのでご紹介します。

(清水)



フォロー
お待ちしております

事務所の話に戻りますと、本年も1月に「**経営方針発表会2025**」を実施させていただきました。

本年は、これまでを振り返りつつ弊事務所の理念を踏まえ、弊事務所のミッションとビジョンを見直し「**目の前の依頼者の「幸せ」のために行動すること**」をミッションに「**困難→課題→挑戦→夢の実現を支える最も信頼できるパートナー**」になることをビジョンに掲げました。

弊事務所の原点として全職員が同じ方向に向かって進んでいきたいと思っております。

本号では、近時ご相談が増加している「**インターネット上の誹謗中傷**」について有本弁護士がコラムを執筆しております。

また「日常生活における身近なトラブル」について崎根弁護士が「**クーリングオフ**」の解説をしております。是非ご参照ください。

また、今回も「**皆様からのアンケート**」をお願いしております。執筆の企画や励みになりますのでぜひご感想やご質問を頂ければ幸いです。



インターネット上での誹謗中傷について

所属弁護士
有本 慎



1.はじめに

およそ15年前に日本でもスマートフォンが発売され始めて以降、私たちの生活はインターネットが欠かせないものになっています。総務省の調査によると、令和5年度の世帯におけるスマートフォンの保有率は90%を超えており、民間会社の調査では97%にも達しているようです。

かつてはインターネットといえば、パソコンを回線に繋いでようやくたどり着ける世界で、現実世界とは異なる閉じられた空間という向きもありましたが、これほどまでにインターネット化した現代では、インターネットの中の空間は現実世界とリンクし、権利侵害も現実のものと考えられるようになりました。

インターネット上の権利侵害の広範さに法律はまだ追いついておらず、国民の権利を守る仕組みが整っているわけではないのが現状です。今回は、インターネット上の権利侵害の中でも数が多い誹謗中傷事件に対し、現代の法制度でどこまでのことができるか、簡単に解説いたします。

2. 何ができるか

まず、よくある事例として、「**インターネット上で悪口を言っている人がいるが、何とかできないか**」という相談を想定します。

この場合、法的に取り得る手段としては、以下のとおり、大きく3つの手段があります。**①削除請求、②損害賠償請求、③刑事告訴**の3つです。

3. 請求の前提として

前提として、第三者が見て、悪口が確実に自分のことを言っているといえるかどうかがまず問題となります。

①、②の請求は「権利侵害を主張し、侵害された権利を回復するためにする」ものですので、悪口が特定の人あるいは会社であると同定できなければ、誰に対する権利侵害なのか特定できず、請求をする法的根拠がないことになります。

実名が書いてあれば比較的簡単に同定できますが一部隠してある場合やハンドルネームの場合はその他の要素から特定の人や会社に対する結びつきを同定

できる場合のみ請求可能となりますので、注意が必要です。

4. 削除請求

削除請求は、悪口が書かれているサイトによって方法が異なります。有名なサイトであれば、お問い合わせフォームがあり、そこから削除請求すれば応じてくれる場合があります。そのようなフォームがない場合は、直接サイト管理者に対し、削除請求をしていくことになります。

これらの手続は、サイト管理者に対し**任意での削除を依頼する方法**ですので、**任意の削除がなされない場合には、民事保全法の仮処分手続を利用するほかありません**。仮処分命令は、原則として、債務者に反論の機会を与えた上でなければ、発令できません(民事保全法23条4項)ので、数か月かかるのが一般的です。

また、裁判所を通じた手続ですので、権利侵害がどの程度なのか、また削除する必要性(保全の必要性)がどれ程あるのか、裁判所により審査されることとなります。

5. 損害賠償請求

削除するだけでなく、書き込みをした人(発信者)を特定し、その人に対して損害賠償を請求するのはさらにハードルがあります。

発信者情報はプライバシーの情報にあたるのでプロバイダも法的根拠がなければ教えてくれません。

現在、発信者情報を開示する法的根拠としてはプロバイダ責任制限法4条1項しかなく本項は「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」の場合にしか使うことができません。

インターネットの権利侵害としてメールやチャットDMのようなものも考えられますが、これらは「不特定の者によって受信されることを目的」としていないので、プロバイダ責任制限法により発信者情報を開示することはできません。ここが、まだ法整備が進んでいないところです。

掲示板に書き込まれた場合などはこの要件を満たすので、他の要件(権利侵害の明白性、正当理由の存在など)も満たせば、開示請求をできることとなります。

一般に、発信者が掲示板に書き込んだ場合、アクセスプロバイダ、コンテンツプロバイダの順に情報が渡り、情報が書き込まれます。そのため、発信者情報開示請求はその逆順で請求していきます。

それぞれのプロバイダはそれぞれ異なる経営主体ですので、任意で開示しなければ、削除請求と同様仮処分手続を利用するほかありません。

また、**アクセスプロバイダの通信ログの保存期間は、通常、3か月から6か月しかありませんので、素早い対応が必要**です。

6. 刑事告訴

発信者を特定できれば、投稿内容が刑罰法規に抵触するものであれば、刑事告訴をすることはできます。

なお発信者を特定できない場合でも「氏名不詳」として刑事告訴を行うこと自体はできます。

しかし、警察の捜査能力(人員)にも限界があることから発信者が特定できていない状態で相談をしても事件として取り扱ってもらえないのが実情です。発信者を特定した後に刑事告訴する場合でも期間制限には目を配る必要があります。

名誉棄損罪に該当する場合は「犯人を知った日から六箇月を経過したときはこれ(告訴)をすることができない」(刑事訴訟法235条)と規定されているので**注意が必要です**。

もっとも、インターネット上の名誉棄損の場合、問題記事が掲載されている限りは犯罪は終了せず継続しているとして、告訴期間が進行しないとした裁判例もあります。また、告訴は口頭でもできますが、実際は口頭ではなかなか受理してもらえないので、告訴状を作成して警察署に事件相談するのがいいでしょう。

7. まとめ

以上が、現在、インターネット上の誹謗中傷に対し、可能な法的手続の概要です。

誹謗中傷がそもそも法的手続をとれる内容かどうかというのは、これまでの裁判例も踏まえた法的判断が含まれますので、これはどうかという例がございましたら、一度ご相談いただければと思います。



事務所レターへのご感想、ご意見など募集しています!!

いつもご多忙の中、弊事務所の事務所レターをご一読いただきありがとうございます。

弊事務所レターのご感想やご意見、ご要望などございましたら、ぜひともよろしくお願い致します。

また、こんなことが**知りたい**、事務所レターの過去のこの**記事を深掘りして欲しい**、などありましたら教えて下さい。一般的な法律の質問にもお答えできる範囲で対応させていただきますので、気になる法律などがありましたら、ご連絡下さい。

メールからのご意見、ご感想は下記のメールアドレスよりお願い致します。

hiroshimastation2024@gmail.com

または下記のQRコードを読み取っていただきご意見、感想などを入力して下さい。

なお、こちらにご連絡いただいた内容は事務所レターの紙面にて匿名で掲載させて頂くことがございますので、その旨ご了承下さい。

皆様からのお声を頂戴出来ますことを楽しみにしています。

